

練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会  
令和元年度第1回権利擁護部会

- 1 日時 令和元年6月20日(木)午後6時～8時
- 2 会場 練馬区役所西庁舎10階 西10会議室
- 3 出席者 【部会員】  
飯村部会員、遠藤部会員、上山部会員、石川部会員、金子部会員、  
横井部会員、轡田部会員、酒井部会員、河島部会員(代理)、  
(以上9名)  
【区出席者】  
福祉部管理課長、障害者施策推進課長、生活福祉課長、  
高齢者支援課長、保健予防課長、地域福祉計画担当係長、  
地域福祉係長
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 1名
- 6 次第  
(1) 委員自己紹介  
(2) 部会長および副部会長選出  
(3) 次期練馬区地域福祉計画の策定について  
(4) 練馬区の地域福祉・福祉のまちづくりに関する現状と課題  
(5) 検討内容の整理  
(6) スケジュール  
(7) 意見交換  
次期練馬区地域福祉計画の体系(案)について  
施策4「権利擁護が必要な方への支援体制を整備する」
- 7 次回の日程

事務局 それでは定刻になりましたので、練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会 令和元年度第1回権利擁護部会を開催させていただきます。部会長が選出されるまでの間、事務局が進行役を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。はじめに、福祉部管理課長よりご挨拶を申し上げます。

管理課長 皆様、こんばんは。本日はお忙しい中、お出でいただきましてどうもありがとうございます。練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会の中の、今日は「権利擁護部会」にご出席をお願いしたところでございます。また、日頃から練馬区の福祉の行政にご理解、ご協力を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

現行の練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画の計画期間は、今年度末、3月末までになっております。ですので、次の計画について検討をしていく時

期に入った訳でございます。今回、次の計画を検討するにあたって、部会を作って専門的な見地からの検討をお願いしたいということで、権利擁護部会を発足いたしました。

この部会では、成年後見制度を中心とした権利擁護が必要な方への支援について、皆様のそれぞれのお立場から率直なご意見をいただき、地域福祉計画の中に盛り込み、成年後見制度利用促進基本計画という形で次の地域福祉計画の中に併せ持った計画にしたいと考えております。また、計画策定後につきましても計画の推進、また権利擁護に関連する事業について、皆様からご意見をいただきながら継続して検討を行っていきたいと考えております。皆様、どうぞよろしくをお願いいたします。

事務局 (部会員の出席状況について報告)

本日の会議は公開となっております。会議の議事録につきましては区のホームページに掲載する予定です。記録がまとまり次第、部会員の皆様にお送りしますので、確認をお願いいたします。

続いて、配付資料の確認をさせていただきます。事前にお送りした資料となります。(資料確認)

管理課長 それでは、お手元の会議の次第に従い、進めさせていただきます。次第1、委員自己紹介でございます。次第の次に皆様の名簿が載っておりますので、お手元の名簿をご覧ください。初めての部会ですので、名簿の一番上の部会員から所属とお名前をお願いいたします。

(委員自己紹介)

管理課長 続きまして、次第2番に参りたいと思います。部会長および副部会長選出でございます。事務局としましては、学識経験者の部会員に部会長をお願いできればと思っております。皆様いかがでしょうか。

(拍手 異議なし)

ではよろしく申し上げます。続きまして副部会長の選出ですけれども、こちら事務局長になりますけれども、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会の三士会を代表して、司法書士会の部会員をお願いできればと思っております。いかがでしょうか。

(拍手 異議なし)

正副部会長が決定しました。部会長、副部会長が席をお移りになったところでご挨拶をお願いいたします。部会長からよろしく申し上げます。

部会長 改めまして、皆様よろしく申し上げます。私は今でこそ大学にいますが、実は1999年に民法が改正されて成年後見制度が新たにできた時に、東京都の権利擁護センター「すてっぷ」で職員をしておりました。そういった意味では、新しい成年後見制度が生まれる時から、たまたまですが、いろいろな事を見聞してまいりまして、その後、今も練馬では権利擁護センターの運営委員として、副部会長とご一緒させていただいています。

この仕組は発足の時から大変大きな期待があったかと思うのですが、実際にはいろいろな課題を抱えたまま今日に至っているという部分があります。ぜひ、

その課題を少しでも解決に向けて進めるようにということで、この委員会は、後ほどいろいろご説明もあるかと思いますが、今回は地域福祉計画という大きな枠の中でやる訳です。これをぜひ区民の方達の声を結集して、新しい良いものにしていけたらと思っております。ぜひ皆様のご協力をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

副部会長 弁護士の先生や社会福祉士の先生を差し置いて三士を代表してという、おこがましくもありがたいお言葉を頂戴しまして、いささか緊張しております。私は、司法書士が作りました後見専門職団体の「リーガルサポート東京」で任意後見の担当副支部長をしております。

今、お話があったように権利擁護センターの運営委員では、皆様とご一緒に、いろいろな議論を重ねてきたところでございます。部会長の足を引っ張らないように頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

管理課長 ありがとうございます。では、ここから先は部会長に進行をお願いいたします。

部会長 それでは次第に従い、会議を進めさせていただきたいと思っております。

それでは、次第3番、次期練馬区地域の福祉計画の策定について、お手元の資料2を事務局からご説明をいただきたいと思っております。

地域福祉計画担当係長 資料2により、次期練馬区地域福祉計画の策定について説明をさせていただきます。現行の計画期間が今年度までであるため、今年度中に次期計画を策定します。計画期間は来年度から5年間を考慮しております。計画の位置づけとしましては、4点ございます。

「第2次みどりの風吹くまちビジョン」に基づく個別計画、社会福祉法に規定する市町村地域福祉計画、成年後見制度利用促進法に規定する成年後見制度利用促進基本計画、練馬区福祉のまちづくり条例に規定する福祉のまちづくりの推進に関する計画です。このうち、成年後見制度利用促進基本計画は、新たに策定する計画です。

下のイメージ図に記載のとおり、次期地域福祉計画には福祉のまちづくり推進計画と成年後見制度利用促進基本計画を含む計画となります。また、東京都が新たに策定した地域福祉支援計画、練馬区社会福祉協議会の地域福祉活動計画とも連携を図って参ります。

次に4番の国および区の動向についてです。(1)は今年3月に策定しました第2次ビジョンの戦略計画の中で、地域福祉計画に関する項目を記載しております。「区民や団体と皆様と区が一体となって課題を解決」では、区はこれまで協働の取組や区政への反映へつなげてきました。今後さらなる取組を進め、参加から協働へと進化させていくこととしております。「成年後見制度の利用の促進」では、基本計画を策定するほか、練馬区社会福祉協議会において新たに法人後見を開始し、成年後見による支援制度を強化していくこととしております。別紙1の戦略計画の5、7の太枠内にその旨の記載がありますので、後ほどお目通しいただければと思います。「鉄道や周辺駅のバリアフリーの充実」では、光が丘駅や小竹向原駅について鉄道事業者等関係者と協議し、バリアフ

リー化された経路の2ルート目の整備を行うこと、また駅と主要な公共施設を結ぶ経路についてもバリアフリー化に取り組むこととしております。

(2)は、昨年4月に施行された「改正社会福祉法の概要」についてです。支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な生活課題について、市町村が包括的な支援体制づくりに努めることが規定されました。また、福祉の各分野における共通事項を定める計画として位置づけられました。別紙2にその概要をお示ししておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

(3)は、「成年後見制度利用促進法」についてです。成年後見制度は、財産の管理や、日常生活に支障がある方を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていません。このことから、平成28年5月に法律が施行され、市町村は成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされました。別紙3をご覧ください。こちらには、基本計画に関する経緯等をお示ししております。下段の〈計画のポイント〉として、制度の広報、地域の関係者の協力体制の構築、コーディネートを行う中核機関の整備等、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりが求められております。

資料2にお戻り下さい。(4)は、昨年11月に施行された「改正バリアフリー法の概要」について、(5)は、昨年8月に駅と公共施設を結ぶルートのバリアフリー化を進めるために策定したガイドラインについて記載しています。なお、別紙4につきましては、市町村地域福祉計画、成年後見制度利用促進基本計画、福祉のまちづくりの推進に関する計画に係る条文を記載しておりますので、こちらもお目通しいただければと思います。

最後に、資料2の5番、計画の検討体制についてです。会議体としましては、推進委員会、本日こちらにお集まりの皆様で構成されます「権利擁護部会」と「福祉のまちづくり部会」を設置するほか、区の関係管理職で構成する「庁内検討委員会」がございます。これらの会議体で計画内容の検討を進めてまいります。

昨年度は、区民意識意向調査と地域福祉活動を行っている方々に対するアンケート調査を実施しております。今年度につきましては、部会の皆様のご意見を含め、推進委員会から区長に提言をいただければと思います。また、計画策定後の来年度以降につきましては、調査、分析、評価を行う等、計画についての進捗管理を行って参ります。

部会長 ありがとうございます。それぞれのものが実は複雑な法律であり、大変緻密なものですが、非常に端的にご説明をいただきました。皆様からご質問、ご意見をぜひお寄せいただきたいと思います。いかがでございましょうか。

関係機関の方、三士会の先生方は、成年後見制度の利用促進に関する法律について重々ご承知のことと思います。そして、地域福祉関係の計画との関連、練馬区では、今回新しい地域福祉計画の策定にあたって2つの部会を設けており、本日の部会が「権利擁護部会」に相当する位置づけというご説明をいただきました。もし、何かございましたら、後の議題でもご質問をいただいても結構かと思っております。

それでは次第の4番、「練馬区の地域福祉・福祉のまちづくりに関する現状と課題」ということで、資料3について、事務局からご説明をお願いいたします。

地域福祉係長 資料3「練馬区の地域福祉・福祉のまちづくりに関する現状と課題」についてご説明をさせていただきます。この資料は、将来推計人口といった基礎数値と権利擁護に統計や調査結果をお示ししておりまして、現状と課題を整理したものになります。なお、参考1、参考2として区民意識意向調査、それからアンケート調査の詳細資料を配付させていただきましたが、こちらは後ほどお目通しいただければと思います。

それではまず、基礎数値につきまして、2ページをご覧ください。図1は、区の総人口の推移を表したグラフです。平成42年から減少が見込まれる日本人人口を、外国人人口が補う形で30年間増加を続けていくことが予測されています。

下の図2は、区の総人口の年齢構成比の推移を表したグラフです。年少人口の比率と生産年齢人口の比率が低下するのに比べ、高齢者人口比率と後期高齢者人口比率が上昇していくことがわかります。

3ページをご覧ください。図3は、区の日本人人口の推移を表したグラフです。11年後の平成42年から緩やかに減少していくことが予測されています。下の図4は、区の外国人人口の推移を表したグラフです。今後30年間増加し、その後も増加していくことが予測されております。

4ページをご覧ください。図5は、区の要介護認定者の推移です。要介護認定者は増加し、要介護認定率も上昇していくことがわかります。要介護認定者のうち、何らかの認知症の症状がある方が8割を占めています。下の図6は区の高齢者世帯構成の推移を表したグラフです。夫婦のみ世帯がほぼ横ばいであるのに対し、一人暮らし高齢者は増加していくことがわかります。

5ページをご覧ください。図7は、区の障害者手帳保持者数を表したグラフです。手帳保持者数が増加し、特に精神障害者の占める割合が増加しています。下の図8は、障害者手帳保持者の状況を表したグラフです。身体障害者手帳保持者の約67%が65歳以上の方となっております。

6ページをお願いいたします。図9は、区的生活保護世帯の世帯累計別構成の推移を表したグラフです。被保護世帯数は増加し、中でも高齢者世帯と障害者世帯が増加しています。下の図10は、18歳未満の家族のいる区の一人親世帯数の推移を表したグラフです。平成17年から22年にかけては、増加したものの、22年から27年にかけては減少したことがわかります。

続いて現状と課題の「(4)福祉サービスを利用しやすい環境を作る」についてご説明させていただきます。7ページをお願いいたします。こちらは、成年後見制度を中心とした権利擁護に関する資料や内容について記載しております。まず、認知症高齢者の推計です。平成29年(2017年)と平成37年(2025年)の推計ですが、「何らかの認知症の症状がある方」を比較しますと、6,000人の増加の見込みとなっております。また、「見守り等の何らかの介護が必要な方」については、4,000人の増加が見込まれております。「区内の成年後見制度利

利用者数」、こちらは東京家庭裁判所の資料になりますけれども、平成30年で約1,300人となっております。言うまでもなく、認知症の方全てに成年後見制度の利用が必要な訳ではございませんけれども、認知症の高齢者の増加に伴って、制度の利用者数も増えていくことが予測されます。

次に成年後見人等と本人との関係別件数・割合についてです。こちらは全国の統計になります。図11は後見人が親族であるか、親族以外であるかというグラフになります。親族の方は23%、親族以外の方が77%となっております。図12は親族以外の後見人の内訳です。弁護士、司法書士、社会福祉士の3職種で8割を超える割合となっております。

8ページをご覧ください。成年後見制度の認知度について区民の方に調査をした結果です。図13「言葉も内容も知っていた」という方が5割を超えて多くなっておりますが、「言葉は聞いたことがあったが、内容は知らなかった」、「言葉も内容も知らなかった」という方を合わせますと、「内容を知らなかったという方」が43.6%となっております。次に下の図14、成年後見制度が必要になった時に相談できる機関の認知度の調査結果です。弁護士等の専門家が4割を超えて最も多く、次いで地域包括支援センターが2割、一方「知っているものがひとつもない」という方が32.4%となっております。

9ページをご覧ください。成年後見制度の利用以降の調査結果です。「利用して見たい」という方が4割近くで最も多くなっておりますが、「わからない」、「利用したくない」という方を合わせますと、5割以上という結果になっております。

次に下の図16です。「成年後見制度を利用したくない」という方にその理由を聞いたところ、「家族等が支援してくれるから」という方が5割半ばで最も多く、次いで「後見人に財産管理や手続きを任せるのは不安である」という方、「申立てにかかる費用や後見人に支払う費用が負担だから」という方も多くなっております。

10ページをご覧ください。預貯金の自己管理について聞いた調査結果です。「できない」と回答した方は、高齢者一般、要介護認定を受けていない方では1.8%と少数ですが、要介護認定者では4割以上と多くなっております。

11ページをご覧ください。現在行っている練馬区的主要事業としまして、4つ挙げております。1つ目の成年後見制度等の相談・周知は、練馬区社会福祉協議会の権利擁護センター、地域包括支援センター等で相談を受け、周知に努めているところでございます。2つ目の成年後見制度の利用促進は、区長による利用申立、後見人等への報酬調整、関係職員向け研修、関係者による地域でのネットワーク会議等を実施しております。3つ目は、社会貢献型後見人の育成支援です。養成研修を行いまして、実際に後見人として活躍をいただいております。4つ目は福祉サービス利用援助事業です。こちらは成年後見制度の利用には至らない契約能力のある方に対する事業で、日常的な金銭管理や通帳の保管等を行っております。

次に現状から見た練馬区的主要課題につきまして、4点挙げております。

1点目は、認知症の症状がある方、障害がある方の増加に伴いまして、今後、成年後見制度の利用が少なからず増加すると見込まれています。これに対しては、成年後見制度の利用を促進するために中核となる機関を中心として、適切な後見人が選任される仕組みや関係者の支援体制を構築する事が必要と考えております。

2点目は、成年後見制度を利用したくない理由として、「後見人に財産管理や契約手続きを任せるのは不安」、「申立てにかかる費用や後見人への報酬が負担」ということを挙げている方が多くなっています。これに対しては、成年後見制度をまだ理解されていない、よく知らないという方が多いと思われるので、更なる周知啓発が必要と考えております。

3点目としまして、成年後見人に占める専門職の割合が増える一方、親族の割合が減少している傾向があります。これに対しては、今後、被後見人の方が増えていく傾向が見込まれますので、法人後見や市民後見人等、専門職以外の後見人の方を一層活用していくことが必要と考えております。

4点目としまして、認知症の症状がある方の増加に伴い、日常の金銭管理に支援が必要な方が増加することが予測されています。これに対しては、成年後見制度の利用に至らない方への支援を今後も充実させていくことが必要と考えております。資料3の現状と課題についての説明は以上となります。

部会長 ありがとうございます。この部会でご審議いただく事項の基本的な資料として、区の状況を端的にご説明いただきました。ただ今の説明について何かご質問、ご意見等がおありの方はおいででしょうか。

部会員 区民意識意向調査の対象者の年齢構成的なものはどうだったのでしょうか。例えば、広く若年層から高齢者まで聞いている調査であるのか、割と高齢の方が回答された調査であるのか、その辺りを教えていただけますか。

管理課長 今、手元にはないのですが、無作為抽出で3,000名に対して調査した結果となっております。お手元の参考1の部分について記載をさせていただいております。対象者の年齢等については、追ってご説明させていただければと思います。

部会長 よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。成年後見に対する周知ですとか、理解度も丁寧にとっていただいて、かなり率直なご意見であると思います。意外にこの手の調査をすると、あまり制度のご理解がなくても「知っている」という所に丸が付きがちな場合もあるのですが、逆に「わからない」という回答もあつたりしたので、この辺りは今後、丁寧にご説明をしていくとか、周知に取り組んでいく必要があるかと思えます。他にお気付きの点などおありですか。では、もし何かありましたら後で戻っていただいても結構ですので、次に進ませていただきたいと思います。

次第の5番、検討内容の整理です。資料4-1、4-2のご説明を事務局からよろしくお願ひいたします。

地域福祉計画担当係長 それでは、資料4-1により、現行計画を基準にした検討内容の整理の例について説明させていただきます。現行政策の施策は、

「ともに支えあう地域社会を築く」、「ユニバーサルデザインで配慮したまちづくりを進める」、「多様な人の社会参加に対する理解を促進する」、「福祉サービスを利用しやすい環境を作る」の4つで構成しております。ここに5つ目の施策として、改正社会福祉法で求められております「複合的な課題・福祉分野の共通課題への対応を強化する」という施策を新たに設けさせていただき、合計5つの施策を推進委員会と部会で検討する内容について、割り振りの整理をさせていただきました。この中の施策4の取組項目1は、権利擁護部会で専門的に検討を進めていきたいと考えております。その他の施策や取組項目は、親会である推進委員会、福祉のまちづくり部会で検討してまいります。今後計画内容の検討にあたりましては、基本的には先ほどお伝えしました国や区の動向に合わせ、計画をより一層充実させていく考えです。

続きまして、資料4-2をご覧ください。次期計画の施策体系案についての資料です。現行計画の4施策に1つ施策を加え、5施策に充実させていきたいと考えております。施策4の名称につきましては、新たに成年後見制度利用促進基本計画として位置づけるため、案として「権利擁護が必要な方への支援体制の整備」としております。説明は以上です。

部会長 ありがとうございます。地域福祉計画というのは一般的にかなり幅が広いものでございまして、わかりにくい部分もあります。それを練馬区では、今回「福祉のまちづくり」と「権利擁護」という2つの部会を設置して、体系も資料4-1にあるような形に組み直す整理をなさっているということです。次期の施策体系としては、資料4-2でお示しいただいたものをお考えであるというご説明でした。委員の皆様から何かご確認、ご質問があればお伺いしたいと思います。

副部会長 付け加えた施策5の「複合的な課題・福祉分野の共通課題への対応を強化する」という部分です。私の理解が間違っているのかもしれないのですが、基本的に練馬区はすごく大きな所だと思っていまして、それぞれの障害がそれぞれ別個独立に施策を構築できていて、その渡しになる部分がなかなかできないという話を、普段権利擁護センターで社協さんとしているのですが、施策5はその橋渡しに関する、という理解でよろしいですか。

管理課長 施策5の複合的な課題や福祉分野の共通課題とは具体的にどういうものなのか、というご質問だと思います。ひとつの世帯の中に複数の課題がある世帯の場合、例えば高齢化と障害の重度化というもので、障害のあるお子さんを親御さんが面倒を見ていて、その親御さんがだんだん高齢化していくということになると、どっちがどっちのケアをしているのかということが課題になっていることがあります。また共通の課題として、例えば住まいの問題でいうと、高齢者のひとり暮らしだとアパートはなかなか契約できない。そして、それは高齢者に限ったことではなく、障害者がひとり立ちをしようとアパートを借りたいと思ってもなかなか借りられない、あるいはひとり親や生活困窮の方が、アパートの契約はなかなかできない。そういった住まいの問題も共通の課題として、居住支援協議会等を立ち上げて共通の課題として取り組んで

いく必要があると思っております。そういった分野横断的に共通するもの、あるいは複合的なものについて、新たに社会福祉法の中でも取り上げるべきと書かれておりますので、区の地域福祉計画の中でも取り上げていきたいと考えております。

部会長 最近のキーワードの一つのようになってしまっているのですが、例えば8050問題。こういうような話ですね。法律の先生方はよくお分かりかと思いますが、福祉分野はどうしても対象別とか制度別とか、法律そのもののがかなり縦割的になってきてしまっているというの也有ります。その辺りの複合課題をこの施策5で取り上げているということですね。場合によっては、例えば身元保障の問題ですとか、成年後見だけでは解決できない問題が絡んできていますので、この部会で建設的な意見のあった場合は、親会の方に事務局を通して渡していただくこともあろうかと思えます。ぜひ色々なご意見をお寄せいただければと思えます。では、これも後でお気付きの点がございましたら、また戻っていただいても結構です。

それでは、次第6スケジュールに移って参ります。この部会と親会も含めた全体スケジュールになるかと思えます。資料5のご説明を事務局からお願いいたします。

地域福祉計画担当係長 それでは資料5により、次期地域福祉計画策定の全体スケジュールについて説明させていただきます。この資料は、推進委員会と部会の予定になっております。まず、真ん中の推進委員会の予定ですが、年度の前半が多く、6回開催する予定です。第1回は5月17日に開催し、検討体制や現状と課題等、第2回は6月11日に開催し、計画の構成案と施策の方向性の検討を行いました。第3回は7月26日で、施策の方向性の検討と部会からの報告、第4回は8月で、区長への提言案について、第5回は11月で、計画素案の検討とパブリックコメントについて、第6回は2月で、計画案の検討を行う予定です。

次に右側の部会の予定です。両部会とも3回の開催を見込んでおります。第1回は本日で、現状の課題や施策の方向性の検討、第2回は7月16日で施策の方向性の検討と推進委員会への報告案について、第3回は11月で計画素案の検討とパブリックコメントについて行う予定です。3月の計画策定に向けて、このようなスケジュールで検討を進めていきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

管理課長 補足をさせていただきます。部会3回のは後はどうなるか、という疑問が有るかと思えます。パブリックコメントについてというところで、部会第3回の11月が終わっておりますが、その後、区民の方達に区報やホームページでパブリックコメント、意見を頂戴しまして、それを反映して計画の中味が変わってくる部分があるかもしれません。そういった内容につきましては、部会という形での開催が難しい場合でも、皆様にはきちんとお知らせをしてみたいと考えております。

部会長 ありがとうございます。それではスケジュールにつきまして、ご

質問、確認、ご意見がとおりでしょうか。今年度末までに計画を作るということで、実は非常にタイトな話になっておりまして、この部会は実は冒頭にありましたように、利用促進法の基本計画を作るという、結構、大変な中味があります。全体のスケジュールの中では部会3回ですので、今、管理課長からありましたように、その後のパブリックコメントについては親会の方に渡して反映はしていただくということになるかと思えます。意外に忙しいというスケジュールです。よろしいですか。では、スケジュールはこのように進めさせていただくということで確認をいただければと思えます。

次が大事な意見交換、次第の7番に進みます。次期練馬区地域福祉計画の体系案についてです。資料がございますので、資料7は重点取組3点ありまして、若干長くなるかもしれませんが、関連する内容もあるということですので、一括して説明をいただいてから皆様と活発な意見交換をしていきたいと思えます。事務局からご説明をよろしくお願ひします。

地域福祉係長 資料6、次期練馬区地域福祉計画体系案についてご説明をさせていただきます。この資料は現行計画であります「ずっと住みたいやさしいまちプラン」の体系と構成内容を概観していただくための資料です。確定した内容ではなく、大まかな全体像を把握していただくために提示させていただいております。

まず、理念と目標の部分です。現在の計画から変更を予定しております点は、3つある理念のうちの「推進」の部分「安心」に変えております。現在の計画では「共感・協働・推進」としてありますけれども、次期の計画では成年後見制度利用促進基本計画を地域福祉計画の中に位置づけるということ等も踏まえまして、区民一人ひとりの尊厳を守り、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するため、「推進」から「安心」というキーワードに変更しております。また、施策と重点取組の部分は現時点で想定している内容です。権利擁護部会では資料の点線で囲まれております施策4の方向性について、この後、皆様からご意見を頂戴したいと考えております。

続きまして、資料7の1ページ目をご覧ください。「施策4権利擁護が必要な方への支援体制を整備する」について説明いたします。資料の構成としまして、最初のページに5年間の目標と現状と課題、次のページ以降が重点取組としまして1～3までを記載しております。この資料は検討の素材としてお示ししているものですので、これがそのまま計画の素案になる訳ではございません。ご承知おきいただければと思えます。

まず、5年間の目標についてです。認知症や障害のある方等、判断能力が十分でない方が地域で安心して暮らし続けられるように、成年後見制度を始めとした権利擁護に関する制度や事業を利用しやすい環境を整えることを目標として考えてみました。

次に現状と課題です。先ほどの資料3と重複した部分もございまして、4点挙げております。1点目は成年後見制度の利用が必要な方の増加が見込まれる中、支援が必要な方を早期に発見して、速やかに必要な支援に結びつけるため、

関係者の支援体制の構築や適切な後見人が選任される仕組みづくり、それからその中核となる機関の体制整備が重要と認識しております。2点目は、後見人に財産管理等を任せることへの不安や申し立て費用や後見人への報酬支払等の金銭的な負担から、成年後見制度を利用したくないと考える方もいらっしゃることから、制度を正しく理解し、安心して利用できるよう、更なる制度の周知と啓発が必要と考えております。3点目は、親族後見人の割合が減少し、専門職後見人の割合が増加していることから、今後成年後見制度へのニーズが高まる中、社会貢献型後見人や法人後見の活用が期待されていると認識しております。4点目は、成年後見制度の利用には至らないものの、支援が必要な方も増加すると見込まれていることから、判断能力に不安のある方が必要なサービスを利用し、適切に権利を行使できる仕組みを充実させることが重要と考えております。

次に2ページをお願いいたします。このページ以降は課題を解決するための重点取組を記載しております。「重点取組1 成年後見制度の利用支援」についてです。こちらは、判断能力が十分でない方が適切なサービスを利用できるようにするために、成年後見制度の利用を支援する仕組や取組について記載しております。1つ目は「(1)中核機関の設置」です。中核機関は地域連携ネットワークの構築や制度の周知啓発等、成年後見制度の利用を促進するための中心的な役割を担う機関です。練馬区では、練馬区社会福祉協議会の権利擁護センター「ほっとサポートねりま」を中核機関の運営主体として、ほっとサポートねりまの運営を支援します。2つ目は、「地域で連携して支えるネットワークの構築」です。練馬区では、ほっとサポートねりまが従来から専門職や関係機関が参加する成年後見ねりま地域ネットワーク会議を開催し、関係者のネットワークづくりを進めてきたところです。今後は中核機関が中心となって、さらに身近な圏域となる福祉事務所等の圏域ごとにネットワーク会議を開催し、対象者を適切な制度につなげたり、後見人候補者のマッチング等を行います。3つ目は、「成年後見制度の周知・啓発」についてです。ほっとサポートねりまでは、成年後見制度の周知・啓発や啓発パンフレットの発行、一般相談、専門相談の実施、説明会や講演会の開催を行うほか、地域に出向いて行う相談会の実施等の相談活動を充実していきます。また、ねりま区報やほっとサポートねりまのホームページで、制度や区、練馬区社会福祉協議会が行う事業の内容を周知し、相談窓口につながりやすくします。また、区民から相談を受ける地域包括支援センター等の職員が社会貢献型後見人養成研修の一部を受講することで対応力の向上を図っていきます。

続いて、3ページをご覧ください。「重点取組2 法人後見や社会貢献型後見人等の活用推進」についてです。誰もが安心して制度を利用できるよう、専門職に加えて専門職以外の後見人の担い手を増やすための取組として、法人後見の実施や社会貢献型後見人の活用に向けての体制の整備について記載しています。

「(1)社会福祉協議会等による法人後見の実施」についてです。後見人候補者の選択肢を増やし、適切な後見人が選任されるようにするため、練馬区社会福祉協議会において新たに法人後見を開始します。また、ほっとサポートねりま

が成年後見制度の利用促進を目的に活動している区内のNPO法人等と定期的に情報共有や意見交換を行い、法人後見の実施を視野に入れて、法人の活動を支援していきます。「(2) 社会貢献型後見人等の養成と支援」についてです。区は、ほっとサポートねりまと協働して、後見業務を担う意欲のある区民が社会貢献型後見人として活動できるよう養成研修を実施します。養成研修の実施にあたっては、受講しやすいカリキュラムや実務研修を取り入れる等の工夫をし、研修内容を充実します。区民が社会貢献型後見人として受任した後は、後見業務をバックアップするため、ほっとサポートねりまが後見監督業務を担います。また、親族の方が安心して制度を利用できるよう、成年後見制度の利用申立てを行うときの支援や個別相談、情報紙「ねりま後見人ネットだより」の発行等を行います。

4ページをご覧ください。「重点取組3 権利擁護に関連する支援事業の充実」についてです。判断能力が低下している高齢者や障害のある方全てに成年後見制度が必要な訳ではありません。個々の状況に応じて適切な支援やサービスや支援ができるよう、成年後見制度の利用に至る前の施策や事業を充実する必要があると考えています。「(1) 地域福祉権利擁護事業等の実施」についてです。地域福祉権利事業は、認知症状がある高齢者や障害のある方が適切な福祉サービスを選択し、円滑に利用するための手続きや日常的な金銭管理等を支援する事業です。利用にあたっては、一人ひとりのニーズに応じた生活環境を整え、適切な支援計画を作成する必要があるため、圏域毎のネットワーク会議や地域ケア会議等により、事業を実施するほっとサポートねりまと地域包括支援センター等の関係機関との連携を更に進めます。また、利用者の判断能力が低下し、事業の継続的な利用が困難となった場合には、成年後見制度へ移行する等、より適切な支援につなげていきます。判断能力が低下している高齢者や障害のある方の権利を守るために、成年後見制度の利用に至る前の支援策を充実していきたいと考えております。この充実という部分につきましては、検討中と記載しております。皆様のお知恵をお借りできればと思っております。「(2) 生前の安否確認と死後の費用補償」についてです。ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の在宅生活を支援するため、見守り事業や配食サービスと緊急時の自宅への駆けつけサービスを一体的に提供する高齢者在宅生活あんしん事業を現在も実施しており、引き続き実施します。また、高齢者自身の将来の不安および高齢者が賃貸住宅に入居する時の貸主の不安を解消するため、区内に在住する身寄りのない高齢者に対して、葬儀および家財処分にかかる生前契約に要する費用の一部を補助する事業を充実します。この事業も現在実施しておりますが、更に充実させるため検討しているところでございます。以上、現在、区で考えている施策事業の方向性について説明させていただきました。

部会長 ありがとうございます。少し長い時間をいただきまして、説明をお願いしました。ここの部分は、この部会として新しい計画にどう織り込むかということに非常に関わる内容でございますので、皆様方から忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

副部会長 ひとつ確認させて下さい。当然なのかもしれないですけども、社協さんのほっとサポートねりまが、中核機関やりなさい、法人後見やりなさい、地域福祉権利擁護事業はこのまま続けなさいと、フルセットのメニューでかなり色々なところに出てくるのですが、この優先順位は何かお考えはあるのでしょうか。

管理課長 フルセットでやっていただきたいと思っております。急に提案したということではなくて、これに向けて以前から準備を進めており、基本的には来年度スタートできるように、事前に色々やり取りもさせていただいております。ただし、例えば、法人後見をやって下さいといっても、一気にたくさんやってもらいたいと思っているのではありません。本当にどういう場合に法人後見が必要なのか、といったような検討が当然必要になってきます。それをちゃんと見極めた上で必要なケースを、まずはこれからという形でやっていただければと考えております。制度としては同時にスタートして頂きたいと思っておりますが、何でもいっぺんに数多くと考えている訳ではございませんので、そこは連携を取りながら進めていきたいと考えております。

副部会長 私も普段から管理課長さんともお話をさせていただいておりますのでよくわかるのですが、いわゆる大きな問題として中核機関という公平公正な機関が法人後見をやることにちょっと懐疑的な考えをもつ考え方もありますよね。あくまでも法人後見というのは、社協さんだけがやるのではなくて、先ほどから出てくるNPO法人さんの法人後見も想定した法人後見であるということ、やはり区民の皆様にも理解していただくというのが大事だと思いますので、その点はしっかりと表現できればと思っています。よろしくお願いします。

部会長 ありがとうございます。今のご意見についていかがでしょうか。「NPO法人これから」は、既に色々やっていらっしゃると思います。もしご意見があたりであれば、いかがでしょう。

部会員 私共は4～5年前に定款を改正しまして、任意後見ができる体制を整えておまして、1件受任させていただきました。その方がお亡くなりになりましたので、1つの事例として、今年の3月に私共のNPOで報告会をさせていただきました。その後、さらに1件契約を結ばせていただいたという状況です。

NPOですので、あまり財産のない方でもお引き受けしたいという気持ちがありまして、報酬もそれなりに契約をさせていただいております。ただ、私たちも弱小NPOと申しますか、人的資源もそんなに多くないですし、スタッフも10名程度でやっておりまして、後見業務ができる者も、法人ですので一人ではなくて何人かでできる体制にはしております。そういう状況ですので、やはりやりたいと思っても今は1件やるので精一杯という状態です。ですから、ネットワークというか、社協さんともつながりを持ちながらやっていけたらいいと思っています。誰でもできるものではないと思いますので、それぞれのNPOで準備をしながらやっている法人もあると思います。やろうとしてもすぐにはできないですし、私たちもやりながら経験を積んでいるところですので、本当

に少しずつしかできないという気はしておりますが、必要なことと思っております。

ただ、法定後見に関しましては、まだ私達もできるレベルではないので、今は任意でやらせていただいておりますが、任意後見が必要な方が多いなと感じています。私は、社会福祉士として後見業務もやらせていただいておりますが、法定後見には至らないけれども、生活や色々な契約、財産管理に不安があって誰かの手を借りたい、という方は多いと実感しております。そういう方達で任意後見に興味のある方は多いですけども、実際に契約まで結んでいるという方はまだ少ないので、今後契約につなげていけたらと思っております。

部会長 ありがとうございます。多分、任意後見というのは、自己決定という場面ではもっと活用があっただろうと、新たな仕組みができたときに非常に注目された部分でした。現在、ご存知のとおり思った以上に伸びが少ないという状況もあるので、この新しい計画を作るときにその辺りをどう捉えていくか、という事が一つの論点になり得ると思います。

他のご意見は、いかがですか。それから、それぞれの専門職の方もお出でいただいておりますから、こういう部分を練馬として打ち出した方がいいのではないかと、積極的なご意見も含めて頂戴したいと思っております。

部会員 生前の安否確認と死後の費用補償という部分で、葬儀および家財処分にかかる生前契約に要する費用の一部を補助する事業を現在も実施しており、それを充実するというお話だったと思うのですが、今の事業はどういうもので、どれぐらいの利用があるか教えていただけますか。

部会長 資料7の重点取組3の最後(2)の部分、生前契約に要する費用の一部を補助する事業の部分ですね。いかがでしょうか。

高齢者支援課長 公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターで実施している「あんしん居住制度」という制度がございます。こちらに記載があるように、平時の見守り、葬儀や残存家財の片付けとかをあらかじめ契約しておけるというものでございます。契約にあたって、葬儀や残存家財の片付けは実費が必要になります。その他に、事務手数料で54,000円の金額が必要になっておりまして、練馬区ではその半額を補助しています。

この事業は、平成30年4月から開始しまして、実際にはあまり件数としてはなく、昨年度2件でございました。この事業を実施している東京都防災・建築まちづくりセンターの方にも「練馬区でこういうことをやっているから、区民の方から相談があったら紹介してくれないか」と言いましたら、「一部の区だけ紹介する訳にはいかない」という話でした。区の方にご相談があった時、地域包括支援センターや福祉事務所にご相談があった時には、「こういう事業があります」というご紹介はさせていただいております。このような事業は色々な自治体が始めておりまして、民間企業も始めています。今後、色々な自治体の事業を研究しながら、先程件数があまり伸びていないというお話をさせて頂きましたけれども、より利用して頂けるように研究してまいりたいと考えているところでございます。

部会員 制度はあるが、なかなかそれが知られていなかったり、あっても利用しようとするとなかなか要件があって結局は使えないというようなことがあるのかなと実感で思っている部分がありまして、もっと使いやすい制度設計ができていれば良いと思っております。

部会長 結構、ニーズはありそうな事業とお伺いしました。今後、使いながら良くしていくということもあろうかと思えます。

部会員 電話相談をやっておりますと、ケアマネさんがあまり資料を持っていらっしやらない、地域包括支援センターの方にご相談下さい、と言っている訳です。資料7の2ページに地域包括支援センターの職員が社会貢献型後見人の研修の一部を...と書いてあります。やはり、ここを充実させていただきたいと思えます。私は、電話相談の他に家族会の会員であり、民生委員をしています。地域包括支援センターが昨年度から本所になった訳ですが、やはりなったからには、レベルアップさせていただきたいし、ニーズは本当にあります。相談を受けたときに、そこを充実させていただきたいというのが念願です。地域ですっと活動している私達も一緒に地域をより良い高齢者や障害者が安心していけるようなまちづくりを目指しております。この辺は、要望ではなくて実現に向かいたいと思えます。

高齢者支援課長 いつもご協力ありがとうございます。ご指摘いただきましたように、地域包括支援センターは高齢者の相談の要と思っておりますので、そのスキルアップ、資質向上は非常に重要だと思っております。これまでも、区では地域包括支援センターで私共が直接研修するということもございましたし、それ以外に例えば東京都など様々なところで、地域包括支援センター初任研修や現任研修、権利擁護関係では虐待の研修などをしておりますので、そういった研修には率先して参加するように働きかけているところでございまして、かなり多くの職員が参加していると思っております。権利擁護のことも、色々な研修を受けていくと学びがありますし、事例検討ですとか、先ほど複合課題の問題もありましたけれども、様々な機会を設けてスキルアップに努めていきたいと思えます。それを横の連携で共有しながら、みんなで高め合っていけるような地域包括支援センターを作っていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひできればと思っております。

部会長 ありがとうございます。他はいかがでしょう。

副部会長 今回のことに関連して、確かに昨年度25か所に本所が誕生したということで、やる気がある地域包括はすごく頑張っているのはわかりますが、逆にバラツキが最近出てきているような気がします。ある地域包括は、研修もやって一所懸命に関わろうとしているところもあれば、ちょっと受け身になって、どちらかという待ちの状態という地域包括も出てきているような気がします。特に私達を感じるの、相談が司法書士に入る時に、たいてい同じ所の地域包括から来るのです。決まった地域包括からしか来ないという時もあるので、そういったバラツキに関しては、地域包括の数が増えた以上はそれをある程度把握するというか、デコボコを直すような施策はどうしても必要になってくると

普段感じています。

高齢者支援課長 やはり地域包括支援センターの均一化といいますか、高い方に均一化していくということは非常に重要だと思っています。これまでの本所4か所、支所25か所という体制を、昨年度から本所25か所の体制にするということで、その均一化というのは大きな課題でございました。形を整えるだけではなくて、ソフト面でも全部がスキルアップしていくことは、区としても課題です。昨年度の見直しの以前にも何度も研修をやったり、様々なことはしてきましたが、職員の経験差であるとか、色々なものが出てきているというご指摘でございましたので、そこは埋めていかないといけないと思っています。実際には25か所それぞれが動いているということではなくて、高齢者の分野では日常生活圏域という考え方があります。練馬区では福祉事務所が4か所ございまして、福祉事務所にある高齢者支援係が地域包括支援センターのバックアップ、後方支援をしております。そこが、地域包括への支援をしながら均一化の支援をしていく動きをとっています。更にそれを束ねているのが私共の課ですので、先ほどの研修の話もそうですし、全体が高い方に均一化できるように頑張っていきたいと思っています。

部会長 地域包括は、介護保険の制度上にあるのですけれども、名前に「高齢者」とついていないところが、実は地域包括の非常に大事なところなんです。最近では、精神障害者「にも」と、「にも」というのに私は非常にこだわりがありますが、むしろ対象別の壁を取り払って、包括的にアプローチをしていく、ここが一番大事という部分であると思いますので、そういうところでも期待が非常に高い組織であると思います。その辺りを皆様とともに支えていくという話であったか思います。

部会員 知的障害者の団体としましても、大分前から成年後見人については勉強会を開いたりしてきたのですけれども、なかなか実際に成年後見人を使う人が出てこないというか、増えてこないです。知的障害のある子どもがいて親が亡くなって、慌ててつけるということが多くて、どちらかというとも皆様ギリギリまで何とかつけないでいようという考え方が多いです。とても手続きが面倒だということもありますし、障害者であってもその人の自分がしたいという自己決定をなるべく尊重しようという考え方になってきているものですから、成年後見制度の考え方と合わない部分がありまして、なかなか利用が進まないというのが現状だと思います。本人の意見をなるべく尊重しつつ、ということですが、本人の意見というのが、本当にその人のためになるかということも難しいところです。障害者本人がぜひこうしたいということが、本当にその人のためになるのかという難しい点もあります。やはりその辺りの調整が難しいと思っています。でも、親が死んだりすると絶対必要になってくることではあるので、大切な制度だとは思いますが、みんなで勉強していかなければいけない制度ではありますが、今のところなかなか進んでいないのかなと思います。

副部会長 私も知的障害の方、何人も後見人をやっているのですけれども、

たいてい知的障害の方は長いお付き合いになることと、ご家族との関係がすごく近くなります。それによって、今までその家の中で解決しようと思ってもできなかったことが、逆に第三者が入ることによって、すごく上手く回り出すという経験を何度もしています。団体の皆さんにお伝えしたいのは、ぜひ利用して良かったという人の意見をもう少し汲み取ってみたいと思います。少なくとも私の知っている範囲内の知的障害の方で後見人がいる場合、本当に良かったと思われる方がほとんどです。なので、ちょっと敷居が高いというのは非常によくわかるのですが、どうしても専門職の横領が、という話になりがちなところが私たちももどかしいところではありますが、ぜひ上手くいっているケースをもう少し周知できたらと思っています。

部会員 先ほど障害の方の自己決定を重視されている風潮があるということでしたが、それは全くそのとおりです。我々専門職としても、そこは反省点としてやはり本人の意思を尊重する、本人を中心に色々な制度なりの利用を考えるという方向をみんな意識しております。3つの類型の中で、今は後見類型にみんな当てはめようとして、ここが非常に膨らんでいる訳です。21万数千件の利用件数の中で、後見が17万とか18万近く。こういった利用状況にある訳です。ただ、本来の制度設計としては、補助という本人の判断能力が不十分ではあるけれども、だいたいご本人の意思ははっきり示すことができるようなタイプの方でも使えて、本人の意思や同意が得られないと制度設計できないのです。けど逆にいうと、ご本人の意思で、これだけやって欲しいということができるのが、例えば補助なんですね。ですからご本人の色々なニーズに応じて、きっと今はたぶん制度全体が面倒で、なかなか利用が進まないという中で、もうちょっと皆様に周知され、その支援者がもうちょっとこうしたら上手くできるとということが広がっていくと、まだ利用できる余地があると思いますので、その辺りも含めて広げていけたらと思います。

部会長 ありがとうございます。今度の新しい仕組みの中では、その辺りの利用する方のメリットというか、利用して良かったと感じられるものにならないければ、この仕組みを作る意味もないということです。そういう意味では、ご本人以外の方たちが、ご家族でもないし、福祉サービスの支援者でもない方が、後見人としてご本人の立場をどういうふうに代弁するかということがとても大事な部分になります。成年後見制度ができてから20年近くなりますが、その具体的な中味が今まで十分に行き渡っていなかったということもあると感じます。この辺りは、今度の中核機関に機能がたくさんありますので、とても期待されることのひとつだと思います。後はご親族で後見人をなさっている方もいらっしゃると思うので、バックアップや色々な支援を専門職の方と一緒にできるような仕組みも望まれている部分だと思います。家族会ですとか、ご要望があったらぜひお知らせをいただくと良い仕組みになれると思いますので、よろしく願います。

部会員 資料7の「重点取組3 権利擁護に関連する支援事業の充実」があります。例えば具体的に申し上げますと、「(2)生前の安否確認と死後の費用補

償」ということで、その後段に「高齢者自身の将来不安および高齢者が賃貸住宅に入居するときの貸主の不安を解消するため」という言葉があります。精神障害者は、賃貸住宅に入りたいと不動産屋に申込んだ時にほとんど断られます。そういった現実がある訳で、これを私どもとしてはどうにかならんのか、という一番の課題があって、高齢者ではないですけれども結局入れない、という実態があることを踏まえて考えていただきたい。

それから、基本的には今一番に関心をもっていることは、色々な事件がありまして、練馬でも事件がありましたけれども、結局どこにも伝わらない、どこにも訴えられない、助けてもらえない、なので家の中にこもって、その中で解決しようとする家庭が結構ある訳です。現実問題として、家庭内暴力でどうしようか悩んでいるという相談の声も私ども家族会では聞いております。そういった当事者、家族の思い、状態をどうやったら救えるか、何とか手を差し伸べることができるのか、権利擁護と言いますけれども、一番の課題でして、それが出てきて初めて権利擁護の問題、成年後見の問題に発展するのであって、その前段階の問題が世に埋もれているということが切実な課題だと思っています。非常に痛ましい事件がこのところ続きまして、特に練馬の事件は本当にショックなことでした。同様の似たようなことに成り得るケースを何件も聞いております。どうことができるのか、行政と一緒に家族会も考えていきたいと思っています。

部会長 ありがとうございます。非常に重い課題もあります。前段の入居契約の問題について、障害者施策推進課長からお願いできますか。

障害者施策推進課長 今回の課題は本当に大きな課題だと思っています。練馬区としても取り組むべき課題ということで、この4月から居住支援協議会というものを設立いたしました。その中で色々な住まいの仕方、方法、契約、困っている方をどうやって支援していくかということを考えています。その中で、この6月1日から、住まい確保支援事業と言いまして、ひとり親や障害者、高齢者の方々に自分では入りたいと言っても相手方の理解が進まないという事もありますので、住宅の団体さんと一緒になりまして、まず福祉事務所で「入りたい」という申請を書いていただきますと、団体さんに役所を通じて、「お住まいに困っている方がいますが、お家はないでしょうか。」ということをしていただくようになりました。まだ1か月も経っていませんけれども、すでに25件くらいのお問合せがあると聞いております。これについては、期待も大きいかと思えますし、やりながら、どうしたら一番進むのか考えていかなければいけないと思っています。まずはスタートということではございますが、こういった住まい確保支援事業も活用しながら、障害者の方々の住まいの確保を進めていきたいと考えております。

また、今お話があったように住まいの確保だけではなくて、権利擁護ということもそうですけれども、障害者への理解が地域の中や皆様の中に進むということが、地域の中での生活の継続につながるだろうと考えております。そういった意味では、障害者の方であれば、差別解消であるとか、自立支援協議会とい

うことも含めまして、しっかりとした取組の中でやっていきたいと思っております。対象としては、小さいお子さんから理解を進めていくことが大事だということで、教育部門や児童部門とも協力しながら考えています。キャラバン隊で、ご本人に「障害ってこんなのよ」と理解しやすいように、例えば手の動かしにくさがわかるようにやっていただいております。大変好評になっています。そういうものを少しずつ広げながら、地域での理解や居住支援だけではなく、権利擁護にもつなげていきたいと思っております。

生活福祉課長 後段のお話で、家族で課題のある家がなかなか社会とのつながりが持てなくなったり、または家庭内暴力等で困っている状態を外に発信できないという状況が様々あって、この間練馬区内で起きた事件は、その一端かと思っております。練馬区としても、1か所ではないですけれども、保健相談所や福祉事務所、生活サポートセンター、青年期の方は若者サポートセンターなどでご相談をお受けできるようになっております。役所はPRが不十分なところもあり、相談できる所がわかりにくいということがありますので、その辺は少しPRを進めたいということと、「実態がわからない」ということがありますので、お困りの方がどのような所にいらっしゃるのかという実態把握をしていきたいと思っております。近々、色々な方にお願いやご相談をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

部会長 一朝一夕にはできない問題ではありますけれども、少しずつ色々な形で手を携えていくことが非常に大切だと思います。成年後見制度は基本的に財産の管理、あるいは身上保護といわれる部分、契約に関わるような部分が中核ではあるのですけれども、権利擁護はもっと幅の広いものということになりますので、その辺りをどういう仕組みとして考えていくのか。それから、本当に必要な方は助けてと言うことすら難しいという状況もあると思っておりますので、その方にどう届けていくか。これはご家族会の方々も非常に苦労されていることかと思っておりますので、その辺りを出していただくことも必要と思っております。

社会福祉士会も、日常的に色々なことをなさっていると思っておりますので、折角ですから少しご意見をいただけたらと思っております。

部会員 私は、実はケアマネジャーの仕事もしています。練馬区にはケアマネ連絡会がありまして、非常に充実しております。このケアマネの力をうまく使えないかと考えまして、今度、練馬圏域で成年後見制度の勉強会をみんなでやってみようじゃないかとケアマネさんに話したところ、それやってみようとなりました。

そういう中で話を聞いてみると、自分が担当している方が、例えばお金の計算ができなくなったとか、病院に入院した時にどうしたらいいのか、独居で困っている方ですね。そういう方に成年後見制度を押し付けるというのではなくて、先ほどありましたような「補助」の制度があれば、後見人に何でもやってもらって自分は何もできないということではなくて、自分ができるところは自分でやる、できないところは成年後見制度を使えばいいんですよ、それは非常に安心な制度ですよ、ということをやケアマネジャーが十分理解して日々の活動の

中でそれができれば、先ほど、地域包括支援センターの話もありましたけど、地域包括の方も助かるのではないかと思います。そして、全体として成年後見制度はものすごく使いやすいということになって、その上でマッチングみたいなことになっていくと考えられると思います。ですから、こういう権利擁護に関することを現場から広げていくと、遅いようだけど意外と早く問題の中心に辿り着けるじゃないかと、そんな気持ちであります。

部会長 今、言っていたことは非常に大切なところだと思います。どうしても成年後見制度は、法曹の先生方はそうではないかもしれませんが、家庭裁判所という裁判所が色々な形で大きく関わる仕組みなので、それも手伝ってどうしても敷居が高くなってしまいうということがあろうかと思っています。必要な方たちにどう利用していただけるのかということは、やはり現場からきちんと積み上げることが非常に大切だと思います。この仕組みの中で、中核機関というところに非常に注目が集まっている訳ですけども、その辺りも踏まえて、社会福祉協議会の立場としてご意見を頂戴できたらと思います。

部会員(代理) このように文章で計画案に示されると、非常に身が引き締まる思いです。先ほど、副部会長から社協が担う取組をフルセットで行うのか、優先順位はあるのか、という質問に対して、フルセットで同時にスタートしてもらいたいという区からのお話がありましたが、まずは仕組みづくりであるとか、システムをどうやって回していくのかとか、社会福祉協議会と区が検討しなくてはいけないことがまだまだたくさんあると思っております。

練馬区においては、社会福祉士の方、弁護士の方、司法書士の方、行政書士や社会保険労務士の方など色々な受け皿があって、報酬助成もありますし、資産が少ない方でも手を挙げて受けていただいている現状があります。そういった中では、後見人が不足しているということではないと思っています。ただ、将来的には、もっと受け皿が必要ですし、それぞれの被後見人に合った後見人を選択できることは、非常に大事なことではあるので、そういう意味では法人後見も意味があると思います。実際、区の計画が示された時に、権利擁護センターにも「やっと法人後見をやってくれるのね。」とか「始めたらぜひお願いね。」というご意見をいただいております。今後、受け皿が多くなる中で、社会福祉協議会がこういった案件を受けていくのか、より慎重に検討していきたいと思っております。また、社協が担うから、例えば病院にも一緒に付き添ってくれるのではないかとと思われる方もいますが、法人後見も、個人の後見人も、基本的な後見人という業務に差異はないので、社協が法人後見を行うことで、期待が大きいことは嬉しいことですけども、民法に定められた制度というものをしっかりご理解いただいた上で、社協ならではの法人後見をこれから区と一緒に考えて、来年スタートということであまり時間はないですが、まずはシステム、仕組みづくりを整えていきたいと思っております。皆様からも色々なご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

部会長 このスケジュールでいくと、あと1回くらいを経て、具体的な計画に何を盛り込むかということが非常に大切です。今日の機会に、お気付きの

点や、ここはぜひということとは積極的にご発言いただくようお願いいたします。

副部会長 先ほど、部会員からケアマネジャーの活用というお話がありましたが、言うなれば社会資源の活用という話になると思います。私たちが今現場で感じるのは、意外と病院のソーシャルワーカーが孤立しているところがあります。今はどこの病院でも相談室があって、ソーシャルワーカーがいて、その人たちが入院した方々の退院後の生活を考える手助けをしているところが多いと思いますが、その方々が後見人を見つけるにはどうしたらいいのか、行政のどこに相談したらいいのか、そういった孤立をしているのをよく感じます。今、色々なお話を聞いている中で、ちょっと置いておかれている部分があるということ、社会資源として認識していただけるとありがたいと思います。

部会長 今のご意見は、成年後見制度の普及とか啓発が、どうしても「制度はこういうものです」とか「具体的に利用したい方はどこへ」となってしまいますが、やはり先ほどあったように、現実ニーズが発生する現場はどこなのかということ踏まえて組立てをする。そうでないとなかなか真に必要な人のところに届きにくいというご指摘だったかと思います。その辺りを踏まえて、計画に書き得る部分は、全体の中からいうと決して全てではないと思いますので、精査をしていただけるといいと思います。

部会員 一つ配慮していただきたいこととして、親族後見人に対する支援の充実を考えていただきたいと思います。これも中核機関の機能の一つなので、ほっとサポートねりまに負荷をかけるのかと、ちょっと言い出しづらいところもあるのですが、重点取組2(2)「社会貢献型後見人等の養成と支援」ということで、ぜひ進めていただきたいところですが、全体的な流れとして資料にもありましたとおり、専門職の後見人の割合が圧倒的に多い訳ですが、この揺り戻しというか、それだけでは到底対応できない。これからの超超高齢化社会、認知症の罹患者もどんどん増大していく中で、とても対応できないということ、また本人のことを良く知っているのは基本的に親族であろうということで、もっと親族後見人を増やすと裁判所の方でも考えています。その大前提として、やはり親族後見人が増えてくる中で当然支援していくことが必要ですので、取組の中に文言としてぜひ取り入れていただきたいと思います。

部会長 このあたりは非常に大切な部分だと思いますので、よろしく願いします。

部会員 今のお話と少し関連するのですが、ご親族が申立てをする場合が多いと思いますので、申立ての支援も大事と思っています。色々な相談窓口があるでしょうが、なかなかとおり一遍と言っては変ですが、「こういう制度で、こういうものが必要で、こういうふうにやって下さい」というお話はできると思いますが、やはりそういうことに慣れていない方たちは難しいと感じますので、丁寧な支援もあるといいと思います。お金のある方でしたら、専門職の方に申立てからお願いすることもできますけれども、そうでない方もたくさんいらっしゃるの、そういう方の申立て支援も考えていただけるといいと思いました。

部会長 ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。もし、何かお気づきの点がおありでしたら、事務局にご要望をお寄せいただければと思いますのでよろしくお願ひします。先ほど申しましたように、次回が済むとパブリックコメントまで少し時間がある状況で、なかなかこの部会もスケジュールがタイトになっております。でも、計画に載せる部分は骨組みのようなものでありますので、ここをどうやって充実していくかということ、この部会にご出席いただいている方々にご相談をさせていただきながらと思ひます。

全体を通してでも結構です。前の方の資料からでも何かもっと聞いておきたいということがありますでしょうか。

部会員 先ほどアパートを借りたいという時には、福祉事務所の方が間に入って下さるといふお話でしたが、それは障害者とかそういう人が一人暮らしをしたい、一人でどこかに住みたいという場合に、福祉事務所に相談すると仲介に立って下さるといふことですか。

障害者施策推進課長 必ず見つかるということではありませんが、やはり門前払いがないようにということと、区の支援がありますということ、不動産業界にも安心してお貸しいただきたいということも含めまして始めた制度になります。まずは申請をしていただいて、どういう物件があるかお問合せという形になりますので、必ずしも仲介にたつて、絶対に貸してあげて下さい、絶対見つけます、というようなものではないですけれども、まずはこの事業からスタートということで始めた制度になっております。ホームページに、この事業も載っておりまして、福祉部、住宅課でしっかりとこの事業のスキームを作っております。具体的にということであれば、福祉事務所に置いてあるパンフレット等も含めてお渡ししたいと思っております。

部会長 新しい仕組ができた時に、必要な方にその仕組を周知していくということはすごく難しいことですよ。でも大事なことで、多くは「詳しくはホームページへ」となっておりまして、いや、そのホームページが使えない人なんですよといふのが、なかなか難しいところなのです。ですから、その仕組を十分に伝えることだけで、成年後見までいかななくても、もうちょっと簡便にできるという、仕組みの部分もあるかと思ひますので、色々な形でぜひ必要な方にお伝えいただけたら、仕組みもどんどん良くなっていくかと思ひます。

他はよろしいでしょうか。では、いい時間になっておりますので、次第8 回目の日程のご説明をお願いします。

事務局 次回は7月16日火曜日になります。時間ですが、次第では午後6時となっておりますが、都合によりまして、皆様がよろしければ午後6時半からとさせていただきます。よろしいでしょうか。

では、午後6時半からの開始とさせていただきます。会場は本日と同じ西庁舎10階の西10会議室になります。どうぞよろしくお願ひいたします。

部会長 次回は7月16日火曜日 午後6時半ということでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。本日予定しておりました案件は以上でございます。何か全体を通じまして、ぜひこれだけはということが皆様からおありでし

ようか。では、最後に副部会長から一言ご挨拶をお願いします。

副部会長 皆様のご意見を色々お伺いして、やはり顔を突き合わせてお話しする大事さを改めて痛感いたします。本当に私たち専門職に関しては、当事者団体の方とたくさんお話をしたいし、数ある誤解を解きたいし、辛辣なご指導もいただきたい。そういった想いで普段、業務をやっております。「専門職は所詮こんなもの」みたいなことは、脇に置いていただいて、私たちの話にちょっと耳を傾けていただくことも、できればお願いしたいと思っております。

今日一番良かったと思ったのは、居住支援協議会のことがあったことです。実は、生活保護の方の後見人をやっているのですけれども、その方の行き場所がなくて、今まで借りていた所を追い出されるという形になってしまったので、それで苦労している当事者でもあります。ぜひともこの制度を利用させていただきたいと思いました。ありがとうございました。

部会長 では、以上をもちまして本日の会議は終了とさせていただきます。この仕組は、今、副部会長からお話がありましたように、実は成年後見だけではなく、もっと幅広い生活の支援に深く関わる仕組だと思えます。ですから、現在の仕組だけにとらわれないでご意見は広くいただいて、皆様でより良いものにしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。それでは、長時間皆様どうもありがとうございました。これで終了にさせていただきます。